

○東大阪都市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果等の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成20年7月18日

東大阪都市清掃施設組合規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、東大阪都市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果等の縦覧等の手続に関する条例（平成20年組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(縦覧の期間等)

第2条 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、東大阪市の休日を定める条例（平成2年東大阪条例第14号）第2条第1項各号に規定する休日は、縦覧を行わない。

2 縦覧の時間は、執務時間中に行うものとする。

(縦覧の手続)

第3条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項の規定により縦覧に供された報告書等（条例第1条に規定する報告書等をいう。以下同じ。）を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は報告書等縦覧申込書（様式第1）に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第5条 条例第5条第2項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(細目)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 (第 3 条関係)

様式第 1 (第 3 条関係)

報告書等縦覧申込

年 月 日

東大阪都市清掃施設組合
管理者 様

報告書等について、次のとおり縦覧を申し込みます。

住所 (所在地)	
法人または団体名	
氏名 (代表者名)	
電話番号	
縦覧場所	